

個人課税事務提要（様式編）法令解釈 第7章 新旧表

改 正 後											
特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書 (平成 年分) 氏名 _____											
供用廃止設備の明細	資産区分	種 類	①								
		特 定 機 械 等 の 名 称	②								
		賃 借 年 月 日	③	・	・	・	・	・	・	・	・
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月		月		月		月
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	・	・	・	・	・	・	・	・
		指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥	・	・	・	・	・	・	・	・
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥ - ⑤)	⑦		月		月		月		月
	税 額 相 当 限 額	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧		円		円		円		円
		基 準 リ ー ス 料 (⑧ × $\frac{60}{100}$)	⑨								
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (⑨ × $\frac{7}{100}$)	⑩								
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年の特除実施額の計算	供用年の特除実施額の計算	⑪								
		供用年の特除実施額の計算	⑫								
		供用年の特除実施額の計算	⑬					⑬のA		⑬のA+B	
		供用年の特除実施額の計算	⑭							⑫ + ⑬	
		供用年の特除実施額の計算	⑮							供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (⑪ - ⑭) (赤字のときは 0)	
	供用年の特除実施額の計算	⑯	A				B		供用年のリース税額控除実施額 (⑩ と ⑮ のうち少ない方の金額)		
	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑰							供用年の翌年における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (供用年の翌年の特別控除に関する明細書 (本表) の ⑳)	
		供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑱							供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (供用年の特別控除に関する明細書 (本表) の ㉑)	
		供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑲							供用年の翌年の特別控除に関する明細書 (付表) の (⑮ - ⑳)	
		供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑳							供用年のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合	
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算		㉑					㉑のC		㉑のC+D		
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	㉒							供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (⑰ - ⑱ - ⑲ - ㉒) (赤字のときは 0)			
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	㉓							⑩ - ⑯			
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	㉔	C				D		供用年の翌年のリース税額控除実施額 (㉓ と ㉔ のうち少ない方の金額)			
リース取戻特別税	リース取戻特別税	㉕							⑬ × $\frac{④-⑦}{④}$		
	リース取戻特別税	㉖						㉖の計	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額		
	リース取戻特別税	㉗						㉗の計	⑮ × $\frac{④-⑦}{④}$		
リース取戻特別税	㉘							供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額			
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細											
特 定 機 械 等 の 名 称	⑳								計		
指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	㉑	・	・	・	・	・	・	・			
指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	㉒	・	・	・	・	・	・	・			
リ ー ス 費 用 の 総 額	㉓		円		円		円		円		
供 用 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉔										
供 用 年 の 翌 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉕										

裏面は省略

改 正 前											
特定機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書 (平成 年分) 氏名 _____											
供用廃止設備の明細	資産区分	種 類	①								
		特 定 機 械 等 の 名 称	②								
		賃 借 年 月 日	③	・	・	・	・	・	・	・	・
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月		月		月		月
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	・	・	・	・	・	・	・	・
		指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥	・	・	・	・	・	・	・	・
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥ - ⑤)	⑦		月		月		月		月
	税 額 相 当 限 額	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧		円		円		円		円
		基 準 リ ー ス 料 (⑧ × $\frac{60}{100}$)	⑨								
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (⑨ × $\frac{7}{100}$)	⑩								
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年の特除実施額の計算	供用年の特除実施額の計算	⑪								
		供用年の特除実施額の計算	⑫								
		供用年の特除実施額の計算	⑬					⑬のA		⑬のA+B	
		供用年の特除実施額の計算	⑭							⑫ + ⑬	
		供用年の特除実施額の計算	⑮							供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (⑪ - ⑭) (赤字のときは 0)	
	供用年の特除実施額の計算	⑯	A				B		供用年のリース税額控除実施額 (⑩ と ⑮ のうち少ない方の金額)		
	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑰							供用年の翌年における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 (供用年の翌年の特別控除に関する明細書 (本表) の ⑳)	
		供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑱							供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (供用年の特別控除に関する明細書 (本表) の ㉑)	
		供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑲							供用年の翌年の特別控除に関する明細書 (付表) の (⑮ - ⑳)	
		供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	⑳							供用年のリース控除の対象設備のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた特定機械等がある場合	
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算		㉑					㉑のC		㉑のC+D		
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	㉒							供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施相当額 (⑰ - ⑱ - ⑲ - ㉒) (赤字のときは 0)			
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	㉓							⑩ - ⑯			
供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	㉔	C				D		供用年の翌年のリース税額控除実施額 (㉓ と ㉔ のうち少ない方の金額)			
リース取戻特別税	リース取戻特別税	㉕							⑬ × $\frac{④-⑦}{④}$		
	リース取戻特別税	㉖						㉖の計	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額		
	リース取戻特別税	㉗						㉗の計	⑮ × $\frac{④-⑦}{④}$		
リース取戻特別税	㉘							供用年の翌年分のリース特別控除取戻税額の合計額			
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細											
特 定 機 械 等 の 名 称	⑳								計		
指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	㉑	・	・	・	・	・	・	・			
指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	㉒	・	・	・	・	・	・	・			
リ ー ス 費 用 の 総 額	㉓		円		円		円		円		
供 用 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉔										
供 用 年 の 翌 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉕										

裏面は省略

改 正 後

電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

（平成 年分）

氏 名 _____

資 産 の 区 分	租税特別措置法第10条の3第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第	項	第	項	第	項	第	項
	種 類	②								
	設 備 の 名 称	③								
	取 得 又 は 賃 借 の 年 月 日	④
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	⑥		円		円		円		円	
リ ー ス 費 用	リ ー ス 料 (月 額)	⑦								
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	⑧		月		月		月		月
	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑨		円		円		円		円
	基 準 リ ー ス 料 (⑨ × $\frac{60}{100}$)	⑩								
特 別 の 計 算	総 所 得 金 額	⑪						取 得 分 (⑬-⑭)	⑮	円
	事 業 所 得 の 金 額	⑫						リ ー ス 分 (⑯-⑰)	⑱	
	事 業 所 得 の 割 合 ($\frac{⑫}{⑪}$)	⑬		%				合 計 (⑮+⑱)	⑲	
	総 所 得 金 額 に 係 る 所 得 税 額	⑭		円						
	事 業 所 得 に 係 る 税 額 (⑭ × ⑬)	⑮								
	本 年 税 額 基 準 額 (⑮ × $\frac{20}{100}$)	⑯								
取 得 分 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額 の 合 計 額 (⑥ の 合 計)	⑰								
	税 額 控 除 限 度 額 ($\frac{⑰}{100}$)	⑱								
	特 別 控 除 額 (⑱ と ⑲ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)	⑳								
リ ー ス の 分 額	基 準 リ ー ス 料 の 総 額 の 合 計 額 (⑩ の 合 計)	㉑								
	税 額 控 除 限 度 額 ($\frac{㉑}{100}$)	㉒								
	本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑱ - ㉒)	㉓								
前 繰 越 分 算	特 別 控 除 額 (⑳ と ㉓ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)	㉔								
	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑱ - ㉓)	㉕								
	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前 年 分 の ㉖)	㉖								
	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (付 表 の ㉗)	㉗								
	差 引 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (㉖ - ㉗)	㉘								
	同 上 の うち 本 年 控 除 額 (㉔ と ㉘ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)	㉙								
特 別 控 除 額 の 計 (⑳ + ㉙ + ㉚)	㉚									

裏面は省略

改 正 前

電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表）

（平成 年分）

氏 名 _____

資 産 の 区 分	租税特別措置法第10条の3第3項、第4項又は第5項の該当項	①	第	項	第	項	第	項	第	項
	種 類	②								
	設 備 の 名 称	③								
	取 得 又 は 賃 借 の 年 月 日	④
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	⑥		円		円		円		円	
リ ー ス 費 用	リ ー ス 料 (月 額)	⑦								
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	⑧		月		月		月		月
	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑨		円		円		円		円
	基 準 リ ー ス 料 (⑨ × $\frac{60}{100}$)	⑩								
特 別 の 計 算	総 所 得 金 額	⑪						取 得 分 (⑬-⑭)	⑮	円
	事 業 所 得 の 金 額	⑫						リ ー ス 分 (⑯-⑰)	⑱	
	事 業 所 得 の 割 合 ($\frac{⑫}{⑪}$)	⑬		%				合 計 (⑮+⑱)	⑲	
	総 所 得 金 額 に 係 る 所 得 税 額	⑭		円						
	事 業 所 得 に 係 る 税 額 (⑭ × ⑬)	⑮								
	本 年 税 額 基 準 額 (⑮ × $\frac{20}{100}$)	⑯								
取 得 分 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額 の 合 計 額 (⑥ の 合 計)	⑰								
	税 額 控 除 限 度 額 ($\frac{⑰}{100}$)	⑱								
	特 別 控 除 額 (⑱ と ⑲ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)	⑳								
リ ー ス の 分 額	基 準 リ ー ス 料 の 総 額 の 合 計 額 (⑩ の 合 計)	㉑								
	税 額 控 除 限 度 額 ($\frac{㉑}{100}$)	㉒								
	本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑱ - ㉒)	㉓								
前 繰 越 分 算	特 別 控 除 額 (⑳ と ㉓ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)	㉔								
	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (⑱ - ㉓)	㉕								
	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前 年 分 の ㉖)	㉖								
	繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 から 控 除 さ れ る 金 額 (付 表 の ㉗)	㉗								
	差 引 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (㉖ - ㉗)	㉘								
	同 上 の うち 本 年 控 除 額 (㉔ と ㉘ の い ず れ か 少 な い 方 の 金 額)	㉙								
特 別 控 除 額 の 計 (⑳ + ㉙ + ㉚)	㉚									

裏面は省略

改 正 後

(付表) 電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書

(平成 年分)

氏 名 _____

供 用 産 止 区 設 備 分 の 明 細	種 類 ①			
	設 備 の 名 称 ②			
	賃 借 年 月 日 ③	・	・	・
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数 ④		月	月
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日 ⑤	・	・	・
	指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日 ⑥	・	・	・
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥ - ⑤) ⑦		月	月
税 度 額 額 控 相 除 当 限 額	リ ー ス 費 用 の 総 額 ⑧		円	円
	基 準 リ ー ス 料 (⑧ × $\frac{60}{100}$) ⑨			
	リ ー ス 税 額 控 除 限 度 額 (⑨ × $\frac{7}{100}$) ⑩	Ⓐ	Ⓑ	
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 の 計 算	供 用 年 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (前年分の本表の⑭)	⑪		
		Ⓐ 又 は (Ⓐ + Ⓑ) ⑫		⑩のⒶ
		⑪ - ⑫ (赤字のときは 0) ⑬		
		供 用 年 リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (⑩と⑬のいずれか少ない方の金額) ⑭		
	供 用 産 止 設 備 に 係 る 繰 越 リ ー ス 税 額 控 除 限 度 超 過 額 ((⑩ - ⑭) の 計) ⑮			参 考 事 項
	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (本 表 の ⑮) ⑯			
	供 用 年 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前 年 分 の 本 表 の ⑰) ⑰			
	⑯のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額 (⑯ - ⑰ (赤字のときは 0)) ⑱			
	⑮と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲			
	同 上 の うち、指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 期 間 に 対 応 す る 金 額 ($⑲ \times \frac{④-⑦}{④}$) ⑳			
供 用 年 の リ ー ス 分 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前 年 分 の 本 表 の ㉑) ㉑				
㉑ - ⑱ (赤字のときは 0) ㉒				
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (㉒ + ㉓) ㉓				

裏面は省略

改 正 前

(付表) 電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書

(平成 年分)

氏 名 _____

供 用 産 止 区 設 備 分 の 明 細	種 類 ①			
	設 備 の 名 称 ②			
	賃 借 年 月 日 ③	・	・	・
	リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数 ④		月	月
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日 ⑤	・	・	・
	指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日 ⑥	・	・	・
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥ - ⑤) ⑦		月	月
税 度 額 額 控 相 除 当 限 額	リ ー ス 費 用 の 総 額 ⑧		円	円
	基 準 リ ー ス 料 (⑧ × $\frac{60}{100}$) ⑨			
	リ ー ス 税 額 控 除 限 度 額 (⑨ × $\frac{7}{100}$) 又 は (⑨ × $\frac{8.4}{100}$) ⑩	Ⓐ	Ⓑ	
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 の 計 算	供 用 年 の リ ー ス 特 別 控 除 額 (前年分の本表の⑭)	⑪		
		Ⓐ 又 は (Ⓐ + Ⓑ) ⑫		⑩のⒶ
		⑪ - ⑫ (赤字のときは 0) ⑬		
		供 用 年 リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (⑩と⑬のいずれか少ない方の金額) ⑭		
	供 用 産 止 設 備 に 係 る 繰 越 リ ー ス 税 額 控 除 限 度 超 過 額 ((⑩ - ⑭) の 計) ⑮			参 考 事 項
	差 引 本 年 税 額 基 準 額 残 額 (本 表 の ⑮) ⑯			
	供 用 年 の 取 得 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前 年 分 の 本 表 の ⑰) ⑰			
	⑯のうち、リースに係る繰越税額控除限度超過額に対応する金額 (⑯ - ⑰ (赤字のときは 0)) ⑱			
	⑮と⑱のいずれか少ない方の金額 ⑲			
	同 上 の うち、指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 期 間 に 対 応 す る 金 額 ($⑲ \times \frac{④-⑦}{④}$) ⑳			
供 用 年 の リ ー ス 分 に 係 る 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (前 年 分 の 本 表 の ㉑) ㉑				
㉑ - ⑱ (赤字のときは 0) ㉒				
本 表 の 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 か ら 控 除 さ れ る 金 額 (㉒ + ㉓) ㉓				

裏面は省略

改 正 後

電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除戻税額に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

供用廃止設備の明細	資 産 区 分	種 類	①				
		設 備 の 名 称	②				
		賃 借 年 月 日	③	・	・	・	
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月	月	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	・	・	・	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥	・	・	・	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥ - ⑤)	⑦		月	月	
	税 額 控 除 相 当 限 額	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧	円	円	円	
		基 準 リ ー ス 料 (⑧ × $\frac{60}{100}$)	⑨				
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (⑨ × $\frac{7}{100}$ 又 は ⑨ × $\frac{8.4}{100}$)	⑩				
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年のリース税額控除実施額の計算	供用年の特 に別計 止お控算 設け除 備る額 のり相 供 当	供用年のリース特別控除額 (供用年の 特別控除に関する明細書 (本表) の ⑭)	⑪			
			⑪のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合	⑬の計	⑬	⑬のA	⑬の(A+B)
			⑫ + ⑬	⑭			
			供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (⑪ - ⑭) (赤字のときは 0)	⑮			
			供 用 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (⑩ と ⑮ の うち 少 ない 方 の 金 額)	⑯	A	B	
	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年における繰越税額控除限度 超過額の控除実施額の合計額 (供用年の翌 年の特別控除に関する明細書 (本表) の ⑳)	⑰			
			供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (供用年の特別控除に関する明細書 (本表) の ㉑)	⑱			
			供用年の翌年の特別控除に關 する明細書 (付表) の ⑮ - ㉑	⑲			
			供用年のリース控除 の対象設備のうち既 にリース特別控除の 取戻しの適用を受け た設備がある場合	㉒の計	㉒	㉒のC	㉒のC+D
			⑳ + ㉒	㉓			
			供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施 相当額 (⑰ - ⑱ - ⑲ - ㉓) (赤字のときは 0)	⑳			
			⑰ - ⑳	㉔			
			供 用 年 の 翌 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (㉓ と ㉔ の うち 少 ない 方 の 金 額)	㉕	C	D	
		リ控除 除の ス取計 特戻算 別税	供 分 戻 用 の 税 取 額	$⑯ \times (④ - ⑦) / ④$	㉖		
				供 用 年 分 の リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計	㉗		㉗の計
供 分 戻 用 翌 の 税 取 額	$㉕ \times (④ - ⑦) / ④$		㉘				
	供 用 年 の 翌 年 分 の リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計	㉙		㉘の計			
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
	設 備 の 名 称	⑳				計	
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	㉑	・	・	・		
	指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	㉒	・	・	・		
	リ ー ス 費 用 の 総 額	㉓	円	円	円	円	
	供 用 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉔					
	供 用 年 の 翌 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉕					

裏面は省略

改 正 前

電子機器利用設備を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除戻税額に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

供用廃止設備の明細	資 産 区 分	種 類	①				
		設 備 の 名 称	②				
		賃 借 年 月 日	③	・	・	・	
		リ ー ス 契 約 期 間 の 月 数	④		月	月	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	・	・	・	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	⑥	・	・	・	
		指 定 事 業 の 用 に 供 し た 月 数 (⑥ - ⑤)	⑦		月	月	
	税 額 控 除 相 当 限 額	リ ー ス 費 用 の 総 額	⑧	円	円	円	
		基 準 リ ー ス 料 (⑧ × $\frac{60}{100}$)	⑨				
		税 額 控 除 限 度 額 相 当 額 (⑨ × $\frac{7}{100}$ 又 は ⑨ × $\frac{8.4}{100}$)	⑩				
供用廃止設備のリース税額控除実施額の計算	供用年のリース税額控除実施額の計算	供用年の特 に別計 止お控算 設け除 備る額 のり相 供 当	供用年のリース特別控除額 (供用年の 特別控除に関する明細書 (本表) の ⑭)	⑪			
			⑪のうち既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた設備がある場合	⑬の計	⑬	⑬のA	⑬の(A+B)
			⑫ + ⑬	⑭			
			供用廃止設備のリース特別控除額相当額 (⑪ - ⑭) (赤字のときは 0)	⑮			
			供 用 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (⑩ と ⑮ の うち 少 ない 方 の 金 額)	⑯	A	B	
	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年のリース税額控除実施額の計算	供用年の翌年における繰越税額控除限度 超過額の控除実施額の合計額 (供用年の翌 年の特別控除に関する明細書 (本表) の ⑳)	⑰			
			供用年の取得に係る繰越税額控除限度超過額 (供用年の特別控除に関する明細書 (本表) の ㉑)	⑱			
			供用年の翌年の特別控除に關 する明細書 (付表) の ⑮ - ㉑	⑲			
			供用年のリース控除 の対象設備のうち既 にリース特別控除の 取戻しの適用を受け た設備がある場合	㉒の計	㉒	㉒のC	㉒のC+D
			⑳ + ㉒	㉓			
			供用廃止設備の繰越税額控除限度超過額控除実施 相当額 (⑰ - ⑱ - ⑲ - ㉓) (赤字のときは 0)	⑳			
			⑰ - ⑳	㉔			
			供 用 年 の 翌 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額 (㉓ と ㉔ の うち 少 ない 方 の 金 額)	㉕	C	D	
		リ控除 除の ス取計 特戻算 別税	供 分 戻 用 の 税 取 額	$⑯ \times (④ - ⑦) / ④$	㉖		
				供 用 年 分 の リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計	㉗		㉗の計
供 分 戻 用 翌 の 税 取 額	$㉕ \times (④ - ⑦) / ④$		㉘				
	供 用 年 の 翌 年 分 の リ ー ス 特 別 控 除 取 戻 税 額 の 合 計	㉙		㉘の計			
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
	設 備 の 名 称	⑳				計	
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	㉑	・	・	・		
	指 定 事 業 の 用 に 供 し な く な っ た 年 月 日	㉒	・	・	・		
	リ ー ス 費 用 の 総 額	㉓	円	円	円	円	
	供 用 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉔					
	供 用 年 の 翌 年 の リ ー ス 税 額 控 除 実 施 額	㉕					

裏面は省略